

「甲州市地域応援商品券」取扱事業者募集要項

新型コロナウイルス感染症拡大防止により売上が減少している事業者支援を目的とし、「甲州市地域応援商品券」を全市民に交付するにあたり取扱事業者を公募いたします。

1. 事業の内容

【交付者】 甲州市

【商品券の概要】

- (1) 交付総額 183,600,000円
- (2) 交付内容 1セット6,000円（1,000円券6枚綴り）
全店共通券2,000円分、中小商店専用券4,000円分
※大型店・ドラッグストアでは中小商店専用券は使用できない。
- (3) 交付方法 市から簡易書留で世帯全員分を世帯主宛に送付
- (4) 交付対象者 ①令和3年7月1日において市の住民基本台帳に記録されている者
②令和3年7月2日から同年12月31日までに出生した者のうち、
出生の日以降初めて住民基本台帳に記録される市区町村が、本市である者
- (5) 交付期間 令和3年8月中旬から順次発送
- (6) 利用期間 令和3年9月1日（水）～令和4年1月31日（月）
利用期間を過ぎた商品券は無効とする
- (7) 取扱店負担 0%（無料）

2. 商品券の利用対象とならないもの

- 国・地方公共団体への支払いや公共料金（電話料、電気料等）の支払い
- 出資や債務の支払い（事業活動に伴う仕入れ・経費、振込代金、振込手数料）
- ギフトカード、プリペイドカード等換金性の高いものの購入及び電子マネーへの入金（チャージ）
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換及び売買

3. 商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能
- 商品券と現金の交換は禁止
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは出さない
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らない
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負わない

4. 商品券が利用できる店舗（取扱店）

甲州市内に事業所を有する飲食・小売・サービス事業者で、取扱事業所登録をした店舗。

甲州市商工会員、非会員は問いません。

ただし、次の事業者を除きます。

- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- 甲州市の入札停止の措置、または入札参加除外の措置を受けている者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業を行っている者
- 上記2. 「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- 利用可能店舗であることが明確になるよう、掲示ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示すること
- 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をし、明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否すると共に、その事実を速やかに甲州市観光商工課又は甲州市商工会へ報告すること。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知すること
- 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否すること
- 甲州市地域応援商品券事業の運営に協力すること

6. 取扱店の募集方法

- ① 募集期間 令和3年7月1日（木）～令和3年7月14日（水）
- ② 募集案内 甲州市商工会員へDM、市役所及び商工会のホームページ等で周知
- ③ 申し込み 別紙「取扱事業者申込書」に必要事項を記入押印し、甲州市商工会に提出
- ④ 審査 実施要綱に則り審査を行う
- ⑤ 決定・通知 審査を経て承認し、結果は郵送で通知
- ⑥ 配付物 取扱事業者の決定通知書、商品券の見本、取扱店ポスター、取扱店のぼり旗、換金伝票

7. 取扱事業者について

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の生じた場合は請求する可能性があります。

8. 換金について

- 商品券換金伝票に使用済商品券を添付して、換金場所（商業部会役員の店舗）へ提出
- 枚数を相互に確認した後、受領書を発行
- 再度審査した後、月末若しくは翌月の15日前後に指定の口座へ送金
- 換金請求期限は令和4年2月14日（月）までとし、期間を過ぎての換金には一切応じら

れない

但し、最終の2月換金分は2月18日（金）までに口座へ送金

9. 商品券の換金

- ①換金場所 以下の回収取扱事業所（商業部会役員の店舗）
- （塩山地区）・港屋 （甲州市塩山上於曾1765-7）
 - ・（有）矢崎住宅設備 （甲州市塩山下於曾542-2）
 - ・丸幸商店 （甲州市塩山上於曾1123）
 - ・（有）塩山酒販 （甲州市塩山上於曾1925）
 - （勝沼地区）・万年屋 （甲州市勝沼町勝沼3142）
 - ・清水屋食料品店 （甲州市勝沼町勝沼3087）
 - ・岩間ベーカリー （甲州市勝沼町勝沼3025）
 - ・新田商店 （甲州市勝沼町休息1560）
 - （大和地区）・大和栄屋 （甲州市大和町初鹿野1684）
- ②換金期間 令和3年9月6日（月）～令和4年2月14日（月）
毎週月曜日と金曜日（休日の場合は翌日） 換金場所の営業時間内
※換金期間を過ぎた商品券は換金できない。
- ③換金方法 商品券換金伝票に使用済商品券を添付して、換金場所に提出する。
換金場所に提出した使用済商品券を甲州市商工会で回収後、取扱店の指定
口座に送金する。
なお、送金は毎月15日締め末日払いと末日締め翌月15日払いの2回と
する。（休日の場合は翌営業日）
- ④換金手数料 取扱店から換金手数料は徴収せず、事業実施主体が負担する。

10. 付則

この要項は、令和3年6月30日より施行する。